

建設環境委員会 会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月28日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委員長	豊田 一仁		
	閉 会	午後 2時14分	委員長	豊田 一仁		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	豊 田 一 仁	○	牧 野 考 二	○		
	菅 沼 淳	○	渡 辺 貢	○		
	中 村 博 行	○	佐 原 佳 美	○		
説明のため出席した者の職・氏名	環境部長	松本 省貴				
	下水道課長	鈴木 松信				
	課長代理兼工務係長	木下 明彦				
	主幹兼管理係長	渥美 孝一				
	水道課長	田中 稔				
	課長代理兼工務管理係長	廣川 達也				
	総務給水係長	竹内 通晃				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 一敏	書記	加藤 紘騎	書記	三浦 梨紗
会議に付した事件	9月定例会付託議案について					
会議の経過	別紙のとおり					

傍聴議員：神谷里枝、竹内祐子

建設環境委員会会議録

平成28年9月28日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

[午前10時00分 開会]

○**豊田委員長** 改めまして、おはようございます。なかなかはっきりしない9月も、やっとカレンダーの終わりに近づいてきていますけれども、またきょうも雨模様の予報が出ておりました。幸い今のところ湖西は恵まれて、台風から大雨の被害なく過ごしておりますけれども、これがそのまま続くことを祈りつつ念じております。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

きょうは、神谷議員、竹内議員から傍聴の希望があり、入室しておられますのであわせて報告させていただきます。

会議に入る前に、きょうは環境部長のほうで、どうしても欠かせない所用がありまして、挨拶だけしていただいて中座をせざるを得ないという状態なものですから、一言御挨拶をいただければと思います。

○**松本環境部長** ただいま委員長のほうからお話ございましたように、本日は財政融資資金の貸し付けの現地検査の講評があるということで、東海財務局から講評に課長が見えるということで、公共下水道と病院事業の借り入れについてという講評が10時半からございます。そのために、私どもの都合で議案第84号を後回しにさせていただいて、下水の決算ですけれども、85号の水道の剰余金の処分及び決算認定を先に審議をしていただくというふうなことでお願いをしております。申しわけありませんが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、これで失礼させていただきます。

○**豊田委員長** ありがとうございます。よろしく願います。

では、9月定例会におきまして当委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づきマイクのスイッチを入れて御発言ください。また、お互いに貴重な時間でございますので、質疑は一問一答式とし、特に答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、説明補助職員が答弁資料準備のため審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、円滑な進行のため、これをあらかじめ許可いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**豊田委員長** では、そうさせていただきます。よろしく願いいたします。

補助説明員におかれましては、審査の邪魔にならないよう、静かに出入りするようお願いいたします。

これより、議案の審査に入らせていただきます。審査は先ほどお話が出ましたとおり、議案第85号、その後84号という順番で進めさせていただきます。

それでは初めに、議案第85号 平成27年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方はございませんか。佐原委員、どうぞ、願います。

○**佐原委員** 決算附属書類の9ページ、(2)の事業収益に関する事項のところですが、年々給水収益が減少してきておりますが、その要因はなんでしょう。

○**豊田委員長** 水道課長。

○**田中水道課長** 水道課長がお答えします。給水収益の減少につきましては、まず給水量が給水人口の減少や節水意識、節水器具の普及により少しずつ減少しております。また、湖西地区、新居地区の水道料金統一のため、新居地区が段階的調整により、平均マイナス4%ぐらいの料金改定となり減少しており、この2つが主な要因です。

ちなみに27年度の給水収益は26年度と比較して、税抜きで約1,570万円の減少となりました。減少した要因は給水量の減少によるものが約240万円、それから料金調整による減少が約1,330万円と分析しております。

以上でございます。

○**豊田委員長** 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 新居町に合わせて下げたということですよ、経緯がね。また徐々に上げる予定とかはないんですか。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。現在の収支状況を見ているんですが、当分の間は、まだ料金値上げはしなくてもよいかと考えています。ただ、これから施設の改良等が出てきたら、その辺も考慮して、時期はまた考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはどうでしょうか。どうぞ。

○菅沼副委員長 決算書9ページ、貸借対照表の流動資産の未収金の状況と、その対策はどうなのか教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。未収金の3,247万7,376円の内訳になりますが、給水収益未収金が2,948万3,831円、給水工事の設計完成審査手数料が1万7,000円、それと給水装置の新設による加入金が78万1,920円、工事負担金等が219万4,625円です。給水収益未収金以外は5月上旬までに全て入金されております。給水収益未収金は平成27年度末2,948万3,831円に対して、8月末現在で残り739万5,757円となっております。

それから、給水収益未収金の対策につきましては、督促状、催告状の発送を行い、納付をお願いしております。それでも納めない方は、3回以前の料金の未払いのある方に給水停止執行予告通知書を送付し、それでも納めない方は給水停止を実施しております。

そして未納の方で全額または一部を納めた方は、給水停止を解除します。なお、分納の方には今後の支払い計画を立てていただき、未納額がふえないように納める約束をいただいております。

以上です。

○豊田委員長 菅沼副委員長。

○菅沼副委員長 給水停止をしたという例はあるんですか。

○田中水道課長 毎月、給水停止をしております。月によってばらつきがあるんですけども、給水停止予告通知は、月に60から80件通知をしております。その間に納めない方については、給水停止を毎月10件から20件実施しております。

○豊田委員長 菅沼副委員長。

○菅沼副委員長 わかりました。終わります。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 今の関連ですけれども、8月末に739万円ということですよ。これは前年度の未収金ということで、税とかそういうのは過年度分とか、いろいろ分かれているんですが、企業会計なので、どういうふうな措置になっているのか。給水停止をしているいろいろやっていると、過年度の人はなくなるのか。その辺、ちょっと説明してもらえますか。

○豊田委員長 水道課長、お願いします。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。これについては、過年度分の739万5,757円となっております。ただ、なかなか支払いの難しい方もおまして、なくなるということは、まず考えられません。ですから、交渉をして少しでも納めてもらえるように、訪問をお願いしているところでございます。

○豊田委員長 どうぞ、続けてください。

○渡辺委員 それで、9ページの貸借対照表を見る中で、貸倒引当金というのがありますね、830万円ほど。この内容の説明と、不納欠損金がこの中へ出てくるのかな。不納欠損金というのが、どこかにあったと思いますけれども、その理由とか対応の状況を教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず、貸倒引当金でございますが、ここに833万6,219円という数字が載っておりますが、これにつきましては将来予想される水道料金の回収をすることが困難と見込まれる金額、将来の不納欠損額を計上しております。

それから、不納欠損の対応ですけれども、貸借対照表で当年度不納欠損が生じますと、貸倒引当金を充当しまして、未収金を振り替えるということで処理しております。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 もう少しわかりやすく言うと、結局、未収があれば、将来どうもこれはもらえそうもないという心配で、会計上は貸倒引当金ということで損金扱いにしておいて……。

○田中水道課長 とりあえず、将来予想される金額を費用化しているということですが、

○渡辺委員 将来もらえなくなるだろうという心配を想定してということで、心配想定のもは一律に未収金が年度を過ぎてくれば、そういうふうな会計処理をしてしまうのか、それとも何パーセントぐらいをするのかとか、そういうふうな数字の目安といいますか、そこら辺で最終的に不納欠損というのは時効か何かあって、その時点で対応するんですか。

○田中水道課長 まず、不納欠損につきましては、水道料金につきましては私的債権になるものですから、時効が2年なんですけれども、下水道料金のほうが公的債権ということで5年となっております。ただ、2年でも時効の援用がない限り債権が消滅しませんので、5年で転居とか死亡でどうしようもないものについては不納欠損扱いにしています。

不納欠損額の費用の考え方でございますけれども、ちょっとお待ちください。費用の考え方でございますけれども、過去の実績をもとに貸倒実績率というのを算出しまして、それで計算しております。

○渡辺委員 わかりました。いずれにしても監査委員からも指摘をされておりますように、未収金の回収に努めてほしいということで、本来、みずからが使った水道費用ですので、当然払うのが当たり前の話ですので、努力をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと前に戻って、決算書の5ページに損益計算の中の過年度損益修正損53万4,000円、これは去年も聞いたような気がするんですけども、漏水がわかって、それを半分見てやるとか、そういうふうなことがあったような気がしますが、漏水による調定の減額だというふうな説明だったと思いますけれども、もう一回、確認のために説明をお願いします。件数とか漏水の事例ということでお願いしたいと思います。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。この過年度損益修正損につきましては、26年度の調定分について漏水軽減があった場合に、先ほど言ったように2分の1の使用料を還付しますので、その費用になります。件数につきましては、漏水軽減が44件、検針誤りが2件、その他1件でございます。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 これは還付という今の説明ですので、一旦払ってもらったが、翌年度にお返しすると。そういう費用ということですね。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道料金を納めていただいて、納めていただいた方について過年度分のもをお返しするということになります。

○渡辺委員 そうすると、事例は少ないかもしれませんが、頑固な費用、思ってもみないような水道料の請求があって、とてもこれは間違いではないかということでトラブってしまって、納めてくれないというのは結局、会計

処理としては未収金扱いが何かになってしまうかもしれないですけども、そういう事例もあるんですか。

○田中水道課長 今のところ、そういう事例はないんですけども、還付するときに、一応納めていただいたことを条件にして減免しているものですから、納めていただいて、後でお返しするというので。ただ、中には結構な水量が出ているところもありますけれども、それはちょっと、お客様のほうの施設の管理の不十分ですので、とりあえず納めてくださいということをお願いしております。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 これは前年のやつを処理するという費用だと思いますけれども、例えば、4月、5月にそういう事故みたいなものであって、年度内にそれがわかって、年度内に片づけるというと、会計処理上はここではなくて、別のところになるわけですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。当年度につきましては、現年の調定を減らします。ということで処理をしております。

○豊田委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 わかりました。いいですか、もう1件ついでに。

○豊田委員長 はい、どうぞ。続けてください。

○渡辺委員 9ページに戻りますが、貯蔵品というのが1,800万円ありますよね。この貯蔵品の主な品目、どんなものがこの会計処理上、貯蔵品としてカウントされているのか。その中には災害用のものもあるのか、ないのか。その辺、説明をお願いします。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。貯蔵品につきましては、内容としては量水器、これが474万8,330円、それから後は、配水管等の資材、先ほど言ったように災害用のものを含めて、それが1,378万3,955円となっております。

○渡辺委員 量水器は壊れたら直してあげるとか、古い物はかえてあげるといことだと思えます。特に災害用の資材が1,378万円ということですが、これは過去に大きな災害も特段なかったもので、どのぐらい置いておけばいいかというの、想像もつきませんけれども、災害のあった他市の事例とか、そういうのを検討した上でやっているのかどうかということも含めて、考え方を教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。先ほど言った災害以外にも、漏水があったときに部材がすぐ入らないものから、そういうものを含めてありますが、災害については古い管もあつたりして、なかなか手配がつかないということで、いろいろな部材、種類を多く管理しているものから、こんなような金額になってしまいます。いろいろな曲管とか継ぎ手が必要になりますので、そういうものをいろいろ見て、口径別とか用意していますので。

○渡辺委員 わかりました。とりあえず終わります。

○豊田委員長 はい。

○牧野委員 僕が余分なことを言っはいけないけれども、パイプなんかでも、半端でもみんな寸法でとってあるんですよ。多分、金額の中に4メートル物だけど、4メートルそのままあるのではなくて、使った分がある。これが幾らとって、そこまで計算していると思う。半端も。半端はもう要らないよとやっているのではなくて、全部細かく出してありますよね、課長。

○田中水道課長 例えば、1本物の配水管が5メートルあつたとしますと、例えば、その漏水修繕に1メートル使うと4メートル残りますので、それもまた別の現場で使える可能性がありますので、貯蔵品として扱っております。

○豊田委員長 今、補足説明がありました、よろしいですか。

○渡辺委員 はい、わかりました。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 決算附属書類の10ページ、事業費用の特別損失のその他の特別損失が今年度はゼロとなっているんですが、前年度は1,603万4,000円あったんですが、今年度はゼロとなっていますが、その理由の説明を済みません。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。平成26年度は会計制度の見直しによりまして、引当金の義務づけ、それから賞与引当金、貸倒引当金の費用が26年度限りということで出したので、その金額が丸々減となりました。ただ、制度改正以降は、予算の中で賞与引当金繰入額、貸倒引当金繰入額という科目で費用計上しております。

以上です。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、企業会計の改正に伴う費用のつけかえが変わったので、この年度はこれだけあったというふうに考えればいいですか。

○田中水道課長 はい、そのとおりです。例えば、賞与引当金ですと、26年度の夏期のボーナスというのは、実質25年の12月から26年の3月が含まれておりますので、それは26年度予算に計上されていなかったものですから、会計制度の見直しということで、引当金を特別損失に充てて計上しております。

以上です。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 いいです。

○豊田委員長 ほかはどうでしょうか。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 決算書の5ページ、まず金額だけを見ていきまして、損益計算書のところの、その他の未処分利益剰余金変動額というのが、前年度と数字だけの比較をしていった場合に13億近く減少しているんですね。その理由はというと、言葉の意味とといいますか、わかりやすく説明してもらいたいのと、2つお願いします。

○豊田委員長 水道課長、お願いします。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず、金額の減少につきまして、平成26年度は、これも制度改正による資本剰余金の整理により、まず資産所得の補助金等財源のうち減価償却を終えた分、これが12億5,643万3,001円、それから建設改良積立金の取り崩しが1億2,318万8,189円、計26年度は、その他の未処分利益剰余金変動額が13億7,962万1,190円載っておりましたが、平成27年度は制度改正の分がなくなるものですから、建設改良積立金の取り崩し分9,292万1,322円のみとなっております。

それから字句の説明ですけれども、その他の未処分利益剰余金変動額につきましては、この数字自体が建設改良積立金の使用により発生した額は未処分利益剰余金に載せなさいよということになっているんですけれども、これにつきまして、特定の使用目的を与えられていないものの利益ということです。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 建設改良積立金の残ったのを、ここに入れなさいよということですか。

○田中水道課長 決算書の4ページに不足額を補填するということで、一番下の行に建設改良積立金9,292万1,322円補填したということで取り崩したものですから、それを取り崩すと、自動的にその他の未処分利益剰余金変動額に振り替えなさいよという決まりがあるものですから、載っております。

○佐原委員 そういう決まりだとわかりました。

○豊田委員長 よろしいですか、とりあえず。ほかはどうでしょうか。菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 決算附属書類の9ページ、業務量の有収水量1立米当たり、給水原価が前年度と比較して1割程度下がっているんですが、その理由を教えてください。それと給水原価というのは、どういう計算で出されるんでしょうか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。給水原価は有収水量1立方メートル当たり、どのぐらいの給水費用がかかっているかを示す数字でございまして、算出式としましては、計上費用から受託工事費、長期前受金戻入額を引きまして、それを年間総有収水量で割ったものが数字となります。計上費用から受託工事費を引いて、なおかつ長期前受金戻入額を引きます。それを年間総有収水量で割って、給水原価の数字が出てきます。

前年度と比較して下がっている理由は、平成26年度は会計制度の見直しにより、先ほど言った計算式に長期前受金戻入の科目が新たに追加されましたが、計算式変更の通知がおくれまして、平成26年度の給水原価の計算式に、長期前受金戻入が反映されておりましたので差が出ておりますが、26年度に長期前受金戻入の数字を反映させると、ここに載っている161円16銭が146円84銭になります。給水原価、平成26年度の161円16銭が146円84銭となります。ですから、26年度は通知のおくれで長期前受金戻入を入れなかったんですけれども、入れた場合にわずかな差となります。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりましたと言うしかないんですけれども。家へ帰ってしっかり勉強します。ありがとうございます。

○豊田委員長 もしあれだったら、細かい質問をしていただいても結構ですよ。

○菅沼副委員長 専門用語が出過ぎちゃって。

○豊田委員長 申しわけない。ちょっと説明の字句と数字をゆっくり発言いただかないと、それだけで記録をとり切れない部分がありますのでお願いいたします。

ほかはどうでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 附属書類の3、4、5、6ページに配水管の拡張改良工事というのが一覧表に載っておりますが、拡張改良という表現が使っているわけですが、こういうふうにするときには、全て耐震化を考慮してあるという理解でいいですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。これらの改良工事につきましては、耐震管で施工しております。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 それで、拡張というのは何となく径を太くしたり、あるいは、ある場所を広げたりとかというイメージですけれども、改良というのは現状維持だけでも新しいものにかえるというふうな理解でいいんですかね。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。一部範囲が広がることもありますし、今言ったように古い管を新しい管に改良するというので、その2つの理由でこういう表現になっているかと思います。

以上です。

○渡辺委員 大ざっぱに言って、単に現状を少し変えようというのと、ついでにちょっと広げよう、あるいは口径をかえようとか、その事業が23本ありますけれども、比率はどのぐらいですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず4ページと6ページを見ていただいて、工事概要のところには既設と完成という表示があります。既設、完成が両方載っているものについては布設替えということで、既設に数字がなく完成だけ、これは新設、新たに範囲を広げて布設したということで考えていただければと思います。

○田中水道課長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 それで、通常、道路改良工事にあわせてやれば経費も安くて済むので、多分そういうやり方をやっていると思いますけれども、この23本の中で道路改良事業に伴うもの以外で、ここは道路の改良じゃないけれども、やら

なければしょうがないというのが何箇所ぐらいありますか。箇所数が少なければ、どれと、どれと、どれと言ってもらいたんですけども。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。道路工事との関連工事のものを番号で言いますので、まず1番、これは土木建設課発注の道路工事ですね。それから3番、これも浜松土木事務所の道路工事です。それから4番、これが西部農林との工事の関係になります。7番、8番、13番、それから15番、16番、17番、飛んで22、23番、これが土木とか下水を含めた関連工事の箇所になります。それ以外は水道単独工事ということです。

○田中水道課長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 そうすると、道路工事をやるときには、ついでだから、ちょっとやらなければしょうがないということになると思いますけれども、それ以外でやろうと。これは水道課の判断になると思いますが、漏水があれば当然やらなければしょうがないと思いますけれども、この判断というのはどんな基準というか、考え方でやろうと決めているのか教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず古い管ですね。それから漏水が発生した場所で、また再発のおそれがある箇所と、その他緊急性の高いもの、こういう箇所を検討して発注しております。

○田中水道課長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 それでは、もう1点最後に、23本ある中で一般競争と随契、ほとんど一般競争ですけれども、一般競争の落札の率で、最も落札率が高かったのと、最も安い、低い率のものを落札率を含めて教えていただきたいと思いません。一般競争入札。一番てっぺんと一番低いところでいいです。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。一般競争入札で落札率の一番低いところが85.16で、一番高いところが94.47%です。

○田中水道課長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 わかりました。随契というのも一応見積もりをとるものですから、予定価格との落差はどのくらいでしょうか。

○田中水道課長 随契につきましては、この中で2本、13番が随契になります。これが99.39、それからもう1本、17番、これにつきましては95.85%です。

○渡辺委員 わかりました。終わります。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 決算附属書類の今と同じページなのですが、明細書の工事概要の中にP PとかG Xという管の種類がありますが、その管がどういう管なのかということと、昔から石綿管でやっていると思うんですが、この辺の石綿管は、あと残っているのはどのぐらいかということを教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず管の種類ですけれども、P Pにつきましてはポリエチレン管といたしまして、柔軟性、軽量、耐震性、耐食性能がすぐれておりまして、地震や地盤沈下などの非常時において強く、材料費、布設費等のコスト削減が図れまして、口径200ミリ以下のところに使用しております。P P管はポリエチレン管で、耐震性がすぐれているということで、口径200ミリ以下のものに使用しております。

あとG X、これはダクタイル鋳鉄管といたしまして、強度が大で耐久性があり、これも耐震性にすぐれておりまして、大口径のものに使うということで使い分けをしております。ほとんど口径が200ミリ以下になりますので、ポリエチレン管が主であります、基幹管路で大口径のところにはダクタイル鋳鉄管、G Xの管を使用しております。

○豊田委員長 どうぞ、中村委員。

○中村委員 ダクタイルということは鉄の管ということですか。鋳物という。

○田中水道課長 鋳物です。

○中村委員 そうすると、テレビなんかでよく見るんだけどさ、蛇腹みたいなやつもあるじゃんね。曲がるときに、それでやりやすいというような感じのものもあるんだけど、そういうものは使っていないですか。

○田中水道課長 水道で言う蛇腹みたいなものはないと思うんですよ。ただ、管自体がP P管だと柔軟性があるものですから曲がったり、あと鋳鉄管については継ぎ手のところで多少可とう性があるものですから、それで地震に耐えると。

○中村委員 動くでね。はい。

○田中水道課長 あと、石綿管ですけれども、平成26年度までに布設替えは終わったということで解釈していたんですけども、ただ、ことしの3月、ふれあい交流館の前で漏水事故がありまして、そこに石綿管が残っていたということで、それをもう廃止したものですから、今現時点で把握しているものはゼロメートルということで考えております。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 廃止したということは、取りかえたということですか。その管を外してしまったというか、やった内容が、廃止の内容がわからないものですから。

○田中水道課長 もう切り離してしまって、使えなくしたということです。ですから水も流れていないということです。

○豊田委員長 どうぞ、中村委員。

○中村委員 それで支障はないわけですか。今まであったものをやめてしまって。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 幾つかの経路があるものですから、その1カ所を取りやめしても、十分給水できるということで廃止させていただきました。

○豊田委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 了解、はい。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 附属書類の、先ほどの渡辺委員の質問の建設改良工事と契約明細書のところの、先ほど、随意契約は落札率が99.39とか、95.85とか、随分高いなという印象なんですけれども、一般競争入札と随意契約でのものと使い分けというか、この2つが23事業のうち、その下の水源改良工事を見ても、25のうち2つだけが随意契約なんですけれども、どういう違いでこのようにあるんですかね、違いが。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。随意契約につきましては、地方自治法施行令167条の2第6項に競争入札に付することが不利と認められるときということで規定されております。具体的に言いますと、例えば、親工事の道路工事が出て、そこで水道工事を行うときに、道路工事の進捗にあわせて施工が必要になりますので、現場が狭くて工事が重複して現場が錯綜し、安全性・作業効率の低下が懸念されることから、この2カ所については随意契約ということで発注させていただきました。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 そうすると、その業者は道路工事をやっているところの関連というか、そういうふうになっていくんですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 そのとおりでございます。

○佐原委員 そうすると、落札率も高いですね。今いろいろニュースで出ていますでしょう。何かそういうことには引っかけられないように注意してやってもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。そういうことがないように、いろいろ情報を仕入れて確認しておりますので。

○豊田委員長 よろしいですか。

○佐原委員 わかりました。はい。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 平成28年度より水道料金のコンビニ収納が始まりましたが、そのための準備費用はどうなっているのでしょうか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。費用につきましては、まず水道の検針から、料金収納をするための水道料金システムというのがあります。それをコンビニ収納に対応するために、システムの改修ということで、納付書にバーコードを押すとか、そういう処理が必要になるものですから、そのシステムの改修費が81万円、それからコンビニ収納に対応するための納付書、これは様式を変更しないといけないものですから、納付書の印刷費、これが2万412円で、計税込みで83万412円の費用がかかっております。

○豊田委員長 菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 今の数字は決算書のどこに記載してありますか。

○田中水道課長 附属書類の14ページをごらんいただきたいと思います。総係費のところ委託料、まずシステム改修がこの中に含まれております。この中には検針の委託料とか、いろいろ入っているものですから、複数があるものですから、そのうちの81万円がシステムの改修費、それから通知書の印刷については印刷製本費、上にあります65万3,044円のうちの一部です。

○豊田委員長 よろしいですか。

○菅沼副委員長 わかりました。終わります。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 同じ14ページ、総係費です。この中で教えてもらいたいのは、研修の費用はゼロ円ですという、支出はありませんでしたということですが、前年の資料を見ると10万7,000円の支出が載ってしまっていて、研修も必要ではないかというふうに思いますけれども、研修に参加させるような必要はなかったのかどうか。水道課の職員は専門の知識が必要なので、水道法に基づく水道技術管理者、これは今現状どうなっているのか。その辺も含めて説明をお願いします。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。まず、研修費につきまして、26年度につきましては技術管理者の研修に行っております。27年度も予算計上したんですけども、日程的なものと事務の不振の見落としがありまして、行けなかったものですから、ゼロ円となっております。

それから、現在の水道技術管理者につきましては、4名、技術管理者の資格となっております。

○豊田委員長 どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 今、水道課に4人いらっしゃるということですか。それとも人事異動もあるので、せっかく資格を持っていても、どこかへ異動で行ってしまったとか、そういう事例もあると思うんですけども。

○田中水道課長 今現在、水道課で4人おります。水道課以外に多分1人いるかと思っております。ですから役所の中で、

自分が把握しているのが5名で、職員のほうも年をとってきて退職したりするものですから、早目、早目に技術管理者の資格をとるように、研修等参加できるように配慮していきたいと思っております。

○**豊田委員長** 渡辺委員、どうぞ。

○**渡辺委員** 毎年コンスタントに行くようにしたほうがいいと思いますけれども、27年はたまたま手落ちがあつて行けなかったということですが、その前の年は10万7,000円という支出がありますけれども、このぐらいの費用で行けるんですか。

○**豊田委員長** 時間かかりますか。よろしいですか。水道課長。

○**田中水道課長** 水道課長がお答えします。研修費が11万6,000円、それからあと、これは研修、実際に受講したときの研修費用で、それ以外に旅費がかかっております。

○**豊田委員長** 渡辺委員、どうぞ。

○**渡辺委員** ことしのことを聞いてはいけないけれども、ことしは予定されているんですね。

○**豊田委員長** 水道課長。

○**田中水道課長** 水道課長がお答えします。予算取りはしたんですけれども、結構長期間の研修で、今工事のほうに詰んでおまして、なかなか日程がとれなくて流れるおそれがあります。本当はとりたいんですけれども、職員の中で余裕があればいいんですけれども、ちょっと今、いっぱいいっぱいやっておまして、長期間の研修ができないものですから。その辺、職員の配置等を含めて、また総務課等と話をさせていただきたいと思っております。

○**渡辺委員** 長期研修というのは、何日ぐらいの。

○**豊田委員長** 水道課長、どうぞ。

○**田中水道課長** 学科が15日、実地が15日ということで1カ月かかるものですから。本当は行って資格をとるのがいいんですけれども、今の職員の配置の現状を考えると、1カ月抜けるのはちょっと難しいかなということ。

○**渡辺委員** わかりました。努力をしていただきたいと思っております。業務遂行に必要な有資格者というのは、最低1人でいいんですか。

○**田中水道課長** 最低1人いれば結構です。1人の名前前で届け出をしております。

○**渡辺委員** いつ人事異動があつても困らないようにということで、知識はあるほうがいいと思っております。わかりました。努力をお願いします。

それから、その下に会費の負担金37万円がありますけれども、この会費という内容を説明してください。

○**豊田委員長** 水道課長、お願いします。

○**田中水道課長** 水道課長がお答えします。会費負担金37万5,961円の内訳でございますが、日本水道協会の会費、これは本部と中部地方支部、それから静岡県支部の3つの会費がありまして、合計で29万8,764円、それから天竜川下流用水協議会分担金が5万9,000円、それから静岡県簡易水道協会会費が5,000円、それから昨年、給排水工事の講習会を行いまして、その会場負担金、浜松、磐田、袋井、湖西、森町の4市1町で給水工事の講習会を行いまして、その会場負担金が1万3,197円、以上でございます。

○**豊田委員長** どうぞ。

○**渡辺委員** いろいろあるので、全部足すとかなりの金額になってしまうということですが、日本水道協会は3つあると言ったけれども、主にどういう会員になって会費を納めて入っていて、お金は払うけれども、いい面があるというのは、主にどういうことか教えてください。

○**田中水道課長** まず、会費の区分ですけれども、本部が17万7,310円、中部地方支部が5万530円、静岡県支部が7万924円でございます。この費用の算出につきましては、前々年度の有収水量をもとに均等割とか区分がありまして、それで計算しております。

どういうメリットがあるということですが、研修会の開催とか、あといろいろな情報を流してくれるとか、

講習会、研修会も含めてですけれども、実地の講習会も研修部の中ではやりますので、いろいろな面で情報収集ができてきているかと思います。

○豊田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 わかりました。もう1点だけ、最後にいいですか。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 決算書の5ページです。5ページの当年度純利益がその前の年よりもふえていると。給水収益が減っているけれども、ここはふえているというのは、さっきどなたか質問した特別損失が、その前の年は1,600万円ぐらいあったので、これは大きいなというふうに思いますけれども、今後の見方といいますか、起債の償還も順調に進んでいるものですから、その分、利息の額もだんだん減ってきているということで、収益見通しとしては順風満帆と言っていいかどうかですが。ただ、やらなければいけないことは、いろいろ老朽施設の改良だとか耐震化はやっていかなければいけないので、工事は工事でもたかかるとは思いますけれども、このところの純利益が増加して、27年度はまずまずだなという評価、さっきも水道料はしばらく値上げしなくてもいいではないかという説明がありましたけれども、今後の経営見通しをどういうふうに押さえていらっしゃるのか説明をお願いします。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。先ほど言ったように、当年度純利益が上がっているのは、特別損失の関係と企業債の利息が年々減少してきているものですから、それが大きな要因でございます。

今後、給水収益は増加することはないものですから、微減でわずかな減少傾向でいくかと思うんですけれども、逆に今度は施設の改修等も出てくるものですから、そういう点につきまして、今年度アセットマネジメントを発注するものですから、財政収支の見通しとか、更新需要などを計画して、どういう状況で推移していくかというのを把握していきたいと思います。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 とりあえず当面はいいかもしれませんが、施設改良は今後ともきちっとやっていかなければいけないと思いますので、頑張ってくださいと思います。私は終わります。

○豊田委員長 ありがとうございます。ここで暫時休憩を挟ませていただきたいと思います。再開は11時15分とさせていただきますので、お願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○豊田委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの渡辺委員の質問は、完了したということでよろしいですね。ほかに質問のある方。中村委員、お願いします。

○中村委員 9ページで、受取利息及び配当金が昨年より3倍ぐらいになっているんですが……。

○豊田委員長 どちらの資料の9ページになりますか。

○中村委員 これは附属書類の9ページ。ごめんなさいね。3倍になっている、これはどんな理由からこうなっているのかということと、貸借対照表を見ると10億円の現金があって、それ以外に有価証券の投資ということで5,000万円ほどありますが、ふえた理由と資金運用の内容については、どんなふうになっているかお聞かせください。

○豊田委員長 水道課長、お願いします。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。資金運用の関係ですけれども、平成27年度は10年定期を1億4,000万円、1年定期を2億5,000万円、それから半年定期を2億1,000万円、それを組み合わせまして6億円の定期と、あと10年利付国債を運用しております。先ほど言った国債が、先ほどの貸借対照表9ページ、ここに5,036万5,000円、これが

国債になります。真ん中に（３）投資その他資産、投資有価証券ということで5,036万5,000円載っております。これが国債になりまして、その利息が30万円、それから定期預金の利息が先ほどいろいろ種類がありましたけれども、合計すると70万3,793円ということで、合わせまして100万円ちょっとの利息がついております。前年に比べてふえたというのは、国債と定期の継続のときに利息等いろいろ交渉しまして、ふえたのが要因となっております。

以上でございます。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 定期ということになると、これは有価証券ですか。そうよね。

○田中水道課長 定期は現金預金の中に入ります。

○中村委員 現金預金の中に入っているわけですか。

○田中水道課長 はい。

○中村委員 この10億円の中に入っているということですか。

○田中水道課長 そうです。はい。ただ国債だけは、投資その他資産ということで載っております。ですから、利息の内訳は先ほど言ったように、国債の利子が30万円、定期の利息が70万3,793円となっております。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 そうすると、10億円の中身というのは今聞いた内容なんですけど、必要な現金しかここには残していないとか、後は定期にしてあるよという形だとすると、これが半年定期なので、実際に必要な現金として、手持ちはどのぐらいに考えておけばいいですか。

○田中水道課長 この年度末の数字でいくと、約4億円が現金として使えるお金として残っております。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 4億円残しておけば、回転するのは問題ないと。

○田中水道課長 ただ、大きな事業があると支出が出るものですから、その辺は全体の金額を調整しながらやっていますけれども、今の現時点では4億円の範囲で動いていける状況です。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 わかりました。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 今、本当にいい経営というのか、運用をさせていただいているのはよくわかるんですけども、決算書の3ページの、資本金収入及び支出のところ、支出の第1款第2項のところ、企業債償還金1億6,411万6,000円とありますが、これは27年度に償還した支出で、その前の年というのか、これまでの企業債の分だと思うんですけども、27年度は収入のところ、企業債の記載がないということは、借り入れをしていないということですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。27年度については企業債の借り入れはしておりません。今後どうなるかということですが、施設整備のための主要財源の1つである企業債は、その元利償還金が長期にわたって継続し、後年度の負担となるため、将来の財政を圧迫することのないようにしなければなりません。湖西地区については県水を受水するために、平成元年から共用するために配水池と配水管の設置費用が多額になりましたので、この財源を確保するために企業債を借り入れしました。ただ、平成7年度以降については整備されましたので、湖西地区については借り入れをしておりません。新居地区につきましても、平成20年度以降の借り入れが最後で、平成21年から借り入れはしておりません。現状の推移でいけば、借り入れはしなくても当分は行けるかなと思いますけれども、今後、大規模な配水場、配水管の更新が計画されるときは、資金調達のために企業債の借り入れを検討したいと思います。

以上でございます。

○豊田委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 わかりました。償還金というのは、まだどのぐらい続くんですか。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。決算附属書類の19ページから21ページをごらんいただきたいと思います。ここに企業債明細書ということで書いてありますが、下から4番目までが湖西市の企業債になります。ですから36年の3月20日に償還済みとなります。新居につきましては21ページ、一番長いので平成51年3月1日まで元利金の償還が発生しますけれども、ただ、もう借りていないものですから、年々減少していく傾向にあります。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、どうですか。

○佐原委員 湖西は何ページにあるとおっしゃいましたか。

○田中水道課長 19ページの、企業債明細書の一番上、61年度企業債から下から4番目まで。H7と書いてあるところ。そこまでが湖西の企業債の内訳になります。ですからここに書いてあるように、償還終期ということで、36年の3月に償還終了ということで、新居地区につきましては、21ページのものを見ますと、最終が51年の3月ということで、その時期にもし借入れがなければ、償還は終了ということになります。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 借入れがあるとすると、先ほど言った大規模なという、そういうのは災害とかですか。災害とかは、また別のところからお金が来る。

○田中水道課長 設備も古くなっているものですから、今年度は先ほど言ったようにアセットマネジメントで、いろいろな費用が平準化するように計画するんですけども、例えば、配水池の改修が必要になると結構な金額がのすものですから、その辺も検討しながら、財源不足になったら企業債を借入れしなければならなくなる状況になるかもしれない。

○豊田委員長 水道課長、どうぞ。

○田中水道課長 済みません、訂正をお願いします。先ほど、湖西の終わりが36年3月ということで発言しましたけど、申しわけありません。そこから2つ上に38年がありました。済みません。湖西が38年の3月、新居が51年の3月ということで訂正させていただきます。

○豊田委員長 どうぞ。

○佐原委員 ありがとうございます。

○豊田委員長 菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 決算書の4ページ、決算報告書の資本的支出下段、表の一番下の当年度分損益勘定留保資金の内訳を教えてください。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。損益勘定留保資金というのは、実際に現金の収入とか支出がない費用計上によって生じた資金を言います。その内訳ですけれども、附属書類の10ページを見ていただきたいと思います。ここに減価償却費3億6,500万8,821円、それとその下の資産減耗費3,922万7,945円、それから、もう3つ下に繰延資産償却というのがございます。それが176万円、この合計した数字から前へ戻って9ページに、長期前受金戻入というのがあります。これは収入になりますので、先ほどの合計から9,552万8,563円を引いていただくと、先ほどの決算書3ページの損益勘定留保資金3億1,046万8,203円という数字になります。

以上でございます。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはどうでしょう。ございませんか。一巡していただきましたでしょうか。中村委員。

○中村委員 先ほど、ダクタイルとかP P管とかいろいろ聞いて、石綿管はないよという話で一応聞いたんですが、

それを使わない形にしてということは、石綿管は今は地中に残っているということですか。何か石綿管というのは、いろいろ公害の関係があるというふうには聞いてはいるんですが。そういうふうに残っているわけですかね。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 水道課長がお答えします。厳密に言うと、そのまま埋め殺しになっております。石綿管が何でいけないかというのは、通常でいけば問題はないんですけども、損傷があってはがれた場合に、その成分が流れ出して悪影響があるということで、使用しないようにということです。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 そうすると、地中に入ったまま、そのままいけば、別になんにはならないよという判断だということですかね。

○豊田委員長 水道課長。

○田中水道課長 そのとおりでございます。

○中村委員 わかりました。

○豊田委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊田委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊田委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号 平成27年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○豊田委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

次に、議案第84号を議題といたしますので、これをもって暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

○豊田委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第84号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方はございませんか。お願いいたします。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 歳入のほうからでいいですね。説明書の229ページのところに、1款負担金及び分担金が前年度に比べて3,627万5,000円、52.0%の減少であるというふうにありますけれども、その要因は何でしょう。大きい減少ですが。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 下水道課長がお答えします。負担金の対象となります賦課面積が平成26年度は17ヘクタール、平成27年度は8.1ヘクタールと大きく減少していることにより、受益者の負担金も大きく減少したというのが、この要因でございます。なかなか財政が厳しい中、面積拡大ができていないというのが背景にありますけれども、幹線を延ばしながら面積拡大を行っていくと、また、これが少しは上向いていくということでございますけれども、決算内容を見たときに、26年に比べ52%ということで、下がっているというのが要因でございます。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 26年度は17ヘクタールの人たちが下水につないでくれたということですよ。それで27年度は……。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 26年度は17ヘクタールを整備して、その賦課面積を17ヘクタールかけたということです。ただ、17ヘクタールのうち、全ての方が受益者負担金を納めてもらえれば、17ヘクタール全てについて賦課、入ってくるというような状況でございます。賦課面積が17ヘクタールあったということです。

○豊田委員長 佐原委員、別の表現で説明してもらいましょうかね。

○佐原委員 ちょっと、わかりにくいんですけども。26年度より負担金が減ったということは、全体ですものね。工事の拡張の話をしているのではなくて、全体として負担金が52%減っているんですよ。

○豊田委員長 下水道課長、表現を変えて説明いただきたいんですが。お願いします。

○鈴木下水道課長 26年度につきましては、平成24年度の工事により整備された面積でございます。それが17ヘクタール。平成27年度につきましては、平成25年度に整備を行った面積が8.1ヘクタールございますので、そのために受益者負担金のほうも大きく減少したというような現状でございます。

以上です。ですので、整備量が下がったと。そのために受益者負担金も少なくなってしまったような状況です。

○豊田委員長 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

○豊田委員長 会議を再開いたします。

ほかに何か御質問があれば。佐原委員、よろしいですか。

○佐原委員 わかりました。ありがとうございました。

○豊田委員長 では菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 同じく、ただいま負担金の減少の説明がありましたけれども、それについて今後の見通しですね。どのように捉えているのか説明をお願いします。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 下水道課長がお答えします。今後平成28年、ことしですけれども、29年度につきましては、賦課見込みが整備面積自体が6ヘクタール前後となっております。ですので、今後もなかなか整備面積の増加が難しいと考えているわけでございます。ただやはり、先ほども申し上げたとおり、財政が厳しく、幹線もまだ整備が完全ではございませんので、しばらくの間は大体6ヘクタール前後の整備量で推移するのではないかとこのように考えております。

以上です。

○菅沼副委員長 ありがとうございます。当分は減少していくということでよろしいですね。はい。わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 決算書の31ページに、歳入歳出の残高が7,200万円で、うち繰り越し財源を少し除くと7,187万円ですかね。これを前の年は2,600万円ということでありましたけれども、もともとはこの費用というのは、補助金と借入金と負担金と使用料で賄って、あと足りない分は繰入金でということの構造だと思いますけれども、そういう意味で、繰入金が翌年に回してもいいかどうかという、その判断しかないと思いますけど。補助金はたんともらうわけにはいきませんし、借入金もわざわざ借金して残すことはないので、そういう点では、これはそういうことで市の一般会計のほうの財務担当課のほうで認めてくれたということなのかなと思いますけれども、ことしの予算を見ると3,000万円計上してありますし、当初予算を3,000万円計上して、決算として7,100万円になったという、予定よりふえてし

まったなという理由があると思いますけれども、その理由は何なのかということと、財政担当課とどんな申し合わせになっているのか、この繰越金が。一般会計のほうからすれば、余りこっちへ残したくないという意図があると思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 では、まず繰越金でございますけれども、繰越金につきましては、前年度、平成26年度の歳入から歳出を引いたものが、当然繰り越しという形で上がってきます。平成27年度につきましては、平成26年度の工事において、繰り越し事業が出てしまいました。それで平成27年度につきましては、繰越金が減少しているというような状況でございます。平成27年度につきましては予算額とほぼ同等ということで、余り差は生じなかったのが現実でございますけれども、繰越金自体の考え方として、決算収支上の結果によるものでありますけれども、事業運営をしている中では、施設や工事等によります不測の事態に対応する費用としても、事を考慮しながら、年度内での精算を実施せず、繰越金として計上させていただいているといったのが現状でございます。ですので、どうしても繰越金として本来なら残さなくてもいいと思われがちですけれども、やはり事業をやっている上では年度末に来て、工事とか維持管理のほうで急にトラブルがあったりしたときの資金として、多少そこら辺も考慮して繰越金として計上させていただいております。

以上です。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 不測の事態が生じたときに対応できないでは困るので、ある程度は必要だと。それはよくわかりますけれども、26年度が2,600万円の繰越金で、27年は7,100万円、それから、ことしの予算を見ると3,000万円ということになっているので、いろいろ差があるので、どれくらいの目標にしてちょうだいよとか、財政運営当局は恐らく、余り残るようだったら返しなさいというような話もあると思いますけれども、その辺の金額が割合ばらつきがあるので、その辺どうなのかということをお教えくださいということです。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 やはり金額のばらつきは確かにございますけれども、繰越金の額について、特に財政課とは調整は行っておりませんが、やはり先ほど言った不測の事態だけではなくて、次年度の当初に繰越金として、それを見込んでいるというところもあるものですから、なかなか難しいところがございますけれども、ある程度の金額は残して繰り越さざるを得ないような状況ではございます。

○渡辺委員 終わります。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 これは主要施策の説明書の229ページですが、諸収入のところなんです、前年度に比べて増加しているということで、雑収入を見ると、前年度が1万5,000円だったものが、744万5,000円という形に極端にふえているものですから、このふえた内容について説明を聞きたいんですが。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 下水道課長がお答えします。諸収入のうち、雑入についての内訳をお答えします。内訳につきましては、コピー料が1,430円、公務災害負担金精算金が1万9,447円、続きまして、平成26年度分の消費税の還付金が最も多く、742万4,389円となっております。平成26年度の4月から平成27年度の3月31日の消費税の確定申告の結果によりまして、消費税の還付となったわけですが、主な原因といたしましては、先ほど申したとおり、平成25年度からの繰り越し工事の発生によりまして、平成26年度の下水道事業会計の工事費の消費税の支払額が増加したため、その分の還付ということで、還付金が平成27年度において出たということでございます。

○豊田委員長 どうぞ、中村委員。

○中村委員 そうすると、25年度は還付金がなかったということなんですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 はい。25年度はございませんでした。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 消費税は工事をやると、工事をやった部分について消費税を払っていくような形にはなると思うんだけど、26年度は工事はなかったということなんですかね。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 下水道課長がお答えします。25年度工事における繰越分の工事はかなりありました。26年に繰り越した工事費についての消費税を算入していくものですから、現年分と前の年の繰越分の工事に対する消費税を確定申告で出していくので、それによる還付金と。結局そうすると、25年に一旦その分を払っているような形になってしまっていて、当初の契約のときに、1つの工事が26年度に繰り越しを、そういった分につきまして、25年度で消費税を1回払っているということで、26年度分について現年分と繰越分を足したときに、26年度の繰越分が還付されてくるというようなことであります。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ。

○中村委員 そうすると、消費税は毎年払っているんだけど、たまたま25年度に26年度に繰り越した分があるので、それが前に払ってあるので、その分が返ってきたという内容ですかね。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 消費税は使用料と工事費につきまして納める消費税の額が決まります。先ほど言った使用料と工事費が預かった消費税ですので、それが多くなれば、今度、申告する税額が多くなります。それがさっき言った繰り越し分が入っているよということでございますので、支払った消費税が多いと納める消費税が少なくなるということかな……。

○豊田委員長 暫時休憩とします。

午前11時56分 休憩

午後0時00分 再開

○豊田委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

下水道課長。

○鈴木下水道課長 それではお答えします。消費税は預かった消費税から支払った消費税を差し引いて、納める消費税額が決まってきます。そのため、預かった消費税が多くなれば、申告する税額がふえますが、支払った消費税が多ければ、納める消費税は少なくなります。今回のこのケースでは建設事業費が多く、支払った消費税額がたくさんあるために、消費税額が還付になったということでございます。

以上です。

○豊田委員長 中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 了解。

○豊田委員長 まだ、審議の途中ですけれども、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は13時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時01分 再開

○豊田委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑のおありの方、発言をお願いいたします。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 決算書の408ページ、市債の予算額が3億7,220万円に対して、収入額が3億2,670万円に4,550万円、12.2%減少となったわけですが、この理由を教えてください。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 市債の借入れは予算時には事業予算により、必要な枠を確保しておりますが、事業実績によりまして、市債の借入れが少なくなったことによるものでございます。これにつきましては入札差金等により、事業費が少なく済んだということが起因していると思います。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、いかがですか。

○佐原委員 では、この4,550万円は入札差金とか、事業規模の増減で生じたと理解しました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 決算書407ページ、不納欠損額96万5,000円の内訳を教えてください。

○豊田委員長 下水道課長、お願いします。

○鈴木下水道課長 それでは、内訳についてお答えいたします。下水道の使用料が20件ございまして、金額が15万4,851円、受益者負担金は33件ございまして、81万660円でございます。合計96万5,511円が不納欠損の内訳でございます。

以上です。

○菅沼副委員長 わかりました。終わります。

○豊田委員長 次にいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 同じところの不納欠損額が480万円ですかね。これはどうでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 27年度におきます不納欠損の内訳でございます。受益者負担金が47名分で109万4,620……。済みません。少々お待ちください。済みません、ちょっとお時間をください。

○豊田委員長 暫時休憩とします。

午後1時04分 休憩

午後1時04分 再開

○豊田委員長 休憩を解いて会議を再開します。

下水道課長。

○鈴木下水道課長 済みませんでした。受益者負担金が過年度分でございますけれども、92名分で366万4,910円、続きまして、使用料が163人分で114万9,379円でございます。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 163人の幾ら。

○鈴木下水道課長 114万9,379円です。

○豊田委員長 どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 過年度収入がまだもらえないということになると、いつもらえるかというのは、収入の額を見ると、なかなか大変だなという気がしますけれども。これはあれでしたかね、5年でしたかね。対応と雰囲気はどうなんでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 下水道課長がお答えします。負担金につきましては、毎年、未納者に対しまして家庭訪問を行ったり、あと通知等によりお願いをしているところではございますけれども、「負担金をなぜ払う必要があるのか」、「自分のところは、下水は来ているけれども、自分はそんな下水につなぐ気持ちはない」とか、あと、老い先が余り長くないものですから、下水につないでも意味がないと言っては怒られますけれども、「そこまでして下水にはつなぎたくないよ」といったような方々が、やはり受益者負担金につきましては、かなり受益者負担金という制度自体を理解してくれないというか、異論がある方が多いのが現状でございます。なかなかそれを切り崩していくというのが難しいんですけれども、先ほど言ったように、家庭訪問、電話等により、中には改善して少しずつでも払ってくれるという方もいますけれども、なかなかこの額が減っていく状況は難しいといったところでございます。

以上です。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 負担金は高齢者が多くて、先々そんなにお金をかけたくないというのはわからないでもないけれども、使用料のほうはどうなんですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 使用料につきましては、工事説明会等により負担金と使用料が発生してくるということを説明しているんですけれども、その後、下水をつないでも、転出してしまって居所が不明、特に湖西ですと外国人の方もいますので、本国へ帰ってしまったというようなことで、なかなかその先が追えずに使用料が未納となっている件数のウェートが大きいのが現実です。

○渡辺委員 負担金はなかなか難しいな。でも、金額は多いんですよ、負担金がね。今の説明を聞くと、なかなかそれを切り崩すのが難しいかなと思いますけれども、使用料は、午前中の水道と一緒に、使ったものはやはり払ってもらわなければならないと思うし、いろいろ保育料にしても住宅にしても、分割でやってもらうとか、いろいろ工夫をやっているところもありますけれども、下水の場合はどうですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 使用料につきましては、業務委託で水道課のほうに委任事務ということで委託をしている関係から、水道の使用料と一緒に徴収を願っているといったところでございます。

以上です。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 はい、わかりました。次にいいですかね。

○豊田委員長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 8の市債ですけれども、監査の意見書によれば残高が290億円ということで、そのうち公共下水道が108億で40%近いということで、これ以上借りては後が困るということで、余り借りるのは控えなさいというような趣旨の意見になっているんですが、湖西市の現状を見ると、市街化区域の中で、新所原がまだこれからの状況だということで、それでも調整区域はしょうがないにしても、市街化区域は何とか考えていかなければいけないのではないかと思いますけれども、前に全国的に見ると、事業の収束期だと、全国的に見ると。どちらかという更新の時期に入っていると。そういうふうな見方を国はしているよというような説明があったような気がしますが、そういう状況の中で、湖西市の現状を言うと、まだまだ何とかしなければいけない時期だと思いますけれども、財政事情はあるかと思いますが、国、県の考えと湖西市の思いについて、いろいろ研修会、勉強会もあると思いますけれども、湖西市みたいところは、特殊なところなのか、あるいは全国から見れば、湖西市みたいところはまだまだたくさんあるのか、国、県の考え方というのを聞く機会というのはありませんでしたか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 直接国にそのようなことで打診ということはないんですけれども、国の考え方というのは、先ほ

ど委員がおっしゃったとおり、整備の普及率が90%ぐらいまでいっているというような状況を見た中で、暗に整備の時代は終わったのではないかというような考えでいるかと思えます。多分それは国も、市と同じで財政のほうから、そのようなことを言われているのではないかということを感じています。ただ、静岡県におきましても、まだ普及率が60%程度ですので、市と同じような状況であろうかと思えます。そういった中で、これも以前の勉強会でもお話ししたとおり、国のほうにおきましては、この10年で汚水処理整備をおおむね完了しなさいというような判断をされて、私たちのほうに投げかけられてはいるんですけども、やはり湖西市もそうですけれども、まだまだ県内にも普及率が40%台、半分っていないようなところの市町も多いような状況でございます。そうした中で下水道課として考えるに、これも以前からお話が出ていますけれども、新所原地区と新居のあけぼの地区、まずはこの面整備を行って、水量の確保をしていきたいということで、この10年概成のほうもそこに重点を置いて、早目に効果が出るような地区からやっていきたいというようなことで考えております。

国自体も、この先この10年で本当に下水道をやめてしまうのかということも正式には言っていないので、とりあえず、まずは市は市として整備を進めているんだという姿勢を見せていきたいというふうに考えております。

以上です。

○豊田委員長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 終わります。わかりました。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 1款1項2目浄化センター管理費において、整備が進んで汚水の処理量もふえてきていますが、使用料で管理費を賄うことができるようになるのはいつごろだと考えておりますか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 これもなかなか難しい問題ではございますけれども、平成27年度の浄化センターの管理費が約2億8,400万円でございます。そのうち使用料が2億5,400万円となっており、その中で高度処理に係ります繰出金というものが入っておりますので、その約3,200万円を足すと、ほぼ浄化センターの管理費の2億8,400万円に近づいているということで、単純にこの数字だけでいけば、ほぼ賄えているのではないかということが考えられます。しかし、そのほかに起債の償還金と人件費等が含まれますので、とても全体的に見たところ、管理費が使用料で賄えているといった状況ではございません。

以上です。

○中村委員 そうなると、いつごろそういう形になるかということなんですが、それはまだ予定はないですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 やはりそれを、いつごろという見定めは、今のところなかなか難しい状況ではございますが、それを見きわめるためにも、今度は維持管理のほうのお金も当然必要になってきます。それに備えてストックマネジメント計画等を今後策定しながら、当然またお金が要る話ですので、使用料の改定を念頭に計画のほうを検討していきたいと思っております。

以上です。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 最初の整備から年数もたっているのでも、いろいろなメンテナンスの費用も大分上がってくると思うんですが、そこらを見越して計画を立てておられるのか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 今の現状では、当然、機器等が15年ぐらい過ぎておりますので、独自の機器に対する優先度の表をつくって管理をしておりますけれども、本来のマネジメント計画ではございませんので、それを管渠と施設をあわせたストックマネジメント計画というものを策定してから、その年度に幾ら必要になってくるかというようなことを

見きわめながら、計画のほうをつくっていきたいというようなことで、現在ではマネジメント計画というものは策定はできておりません。今後の課題となります。

○豊田委員長 どうぞ。

○中村委員 大変な事業だと思いますが、使用料で管理費を賄うことができるように、ひとつお願いしたいと思いません。

以上でいいです。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 説明書のほうの230ページ、総務管理費に下水道台帳システム入力業務委託というので、500万円近く支出があるということですが、下水道台帳システムの入力というのは、どういう内容なのかなと、ちょっと説明してもらいたんですが、道路なので、入っている位置だとか深さだとか、そういう配管図みたいなものなのかなという想像をしますけれども、内容をまず教えてください。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 この業務におきましては、毎年GISシステム、地図情報なんですけれども、その中に新規に整備されていく下水道の管渠を地図上にマッピングしていくための作業でございます。年間の記録数というのも、かなりの量でございます。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 これは毎年支出があるので、若干金額も違うし、出来高払いみたいにやるのか、受託先はどのようなふうを選定をしているのか。どのような作業なのか図面を見て作業するのか、その辺はどうでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 受託先は、このシステム自体を開発した業者に毎年随契をして行っております。それで図面というよりも、実際に私たちのところに来てもらって、そのシステム上で打ち込みをしてもらうということと、あと資料を一式、下水道課から委託先に渡して、入力の業務をしていただいている。両方あるんですけれども、とは別に書面で地図情報の打ち出ししたものを下水道台帳ということで、すぐ手にとって見れるような形でも成果品として納入していただいております。そのような作業を行っております。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 そうすると、要は出来高払いみたいな契約なんですか。

○鈴木下水道課長 細かいところを主幹のほうから。

○豊田委員長 主幹、お願いします。

○渥美主幹兼管理係長 主幹のほうから補足させていただきます。この委託を発注する前に、前年度の工事の内容、本数はわかっています。それから取付管が何本やれたとか、あとそういう、つないだとか、つながない、排水工事のデータもあります。そういうもの全て集計して、ある程度これだけのものを入れてもらうというのを固めて見積もりをもらっています。ですので委託内容を決めて、その見積もりをもらって発注しているという内容になります。ですので、そのGIS情報で、例えば、業者さんがここに取付管がどの位置にあるといったときに、ボタンを押すと取付管の位置と図面データも入っていますので、工事の写真の一部も入っていますので、そういうのを印刷して、業者さんなりにぱっと渡すことができるという、それが全部今までの常に入れているということです。

以上です。

○豊田委員長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 システムの開発をしたところに頼むということで、いわば一番最初に頼んだところに頼まざるを得ない

という、どうしてもおっしゃるお値段をそのまま受け入れざるを得ない、立場上、そういう立場になる可能性があるんですが、その辺のチェックというのは、どういうふうになさっていますか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 当然、業者のほうから見積もりが出てきますので、それを今度うちのほうで人工と作業量を当然精査して、その見積もりに対する私たちの金額のほうを提示させていただいております。それで契約のほうまで行っております。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 このシステムの関係というのは、役所側はどうしても専門的な部分はお任せになってしまうものですから、よくよく他市の事例のチェックをしながら、この契約金額をチェックしていただきたいと思います。

次にいいですか。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 それから総務管理費の中で、明細書411ページです。さっき出たので同じような答えなのかなと思いますけれども、総務管理費の一番下の公課費で、不用額が1,200万円ありますが、不用額というのは多分消費税かなと私は思うんですけれども、予算措置をしたんだけども不用になったというのは、さっきの話に上乘せになるような話かなと思いますけれども、御説明をお願いします。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 先ほど来、話題になっている消費税の関係でございます。27年度分の消費税の確定申告の結果、還付となっております。そのため消費税が不用額ということで、それだけの減額ということになります。

以上です。済みません。

○豊田委員長 続けてください。

○鈴木下水道課長 1つ訂正をお願いしたいと思います。ただいま27年度の消費税確定申告と申しましたけれども、これは26年度の間違いですので、26年度の消費税の確定申告を行って、27年度の結果が還付になったということでございます。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 歳入のほうは還付して銭が戻ってきたよと。こっちは払うつもりだったけれども、払わなくてもよくなったということですね。それなので多分、消費税の支払いをするというのは、工事をやったときの8%の契約の金額だと思わなくていいよ、あるいは前の分が戻ってくるよというのは、よほどのことだと思いますので、その辺はまた詳しく説明していただけるということのようですので、簡単な説明だけしておいてください。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 年によって還付が多くなったり、なくなったりということなんですけれども、やはり午前中のときにも一度お話しさせていただきましたけれども、繰り越し工事があると繰り越し工事が翌年度に回りますので、その分、前年度におけます消費税を払っているため、次年度の、例えば27年度でいけば、そのときは還付になりますよというようなことなんですけれども、今回の場合は、27年度は25年度の繰り越し工事の関係で還付が多く出てきたと。要するに、現年だけで工事費も精算できていけば、それほど予算時と変わりがないんですけれども、繰り越し工事が入ってきますと還付といったような状況が起きる場合がございます。

以上です。

○渡辺委員 この件は、この程度にとどめておきます。終わります。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 230ページなんですけど、総務管理費の中で下水道料金調定システム借上料というふうにありますけど、147万6,000円、これは調定ということは、どんなことをするシステムですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 しばらく時間をお願いします。

○豊田委員長 暫時休憩とします。

午後1時31分 休憩

午後1時33分 再開

○豊田委員長 休憩を解いて会議を再開します。

下水道課長をお願いします。

○鈴木下水道課長 このシステムは下水道の使用料をいただくときに、水道料と一緒にになっていくわけですけども、そのうちの下水道料金を入力するためのシステムの借上料ということになります。機械の借上料です。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 水道料のほうでお金は入ってくると。それをまた下水道課の中で入ってくるような形で確認をするというのか、改めて入れ直すというのか。データをもらってそれを載せかえるのか知らないが、下水道課は下水道課で料金の管理をしているということになるんですかね。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 今、委員がおっしゃられたとおり、下水道の使用料は使用料で分けて管理をしていますので、それを水道と区別するために、下水道料のみの算定を行うためのシステムということだと思います。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 調定というのは、どういうことをするわけですか。管理をするのはわかりますが、調定をするということは、どういう作業になるのか。

○渥美主幹兼管理係長 支払い伝票を起こしたり、そういうシステムで、上下水道一括でやっていますので、同じ1つのシステムを上水道と下水道で分けて払って、1つのものを2つの課で分けて払っているという形になります。上下水道全部ひっくるめたシステムなんですけれども、運営は水道課で行っているものですから、その負担金みたいな、要はそれぞれ使用料を分けて払っているということです。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 調定という意味は、分けているというふうに考えればいいですかね。

○渥美主幹兼管理係長 お金を払うのを分けているという意味で。

○中村委員 調定という意味は分けているよという。

○渥美主幹兼管理係長 そういう意味ではないです。金額だけは分けて払っているということなんですけれども、1つのものを分けて払っているんですけども、システムの使用料を分けて払っているという意味です。調定というのは、伝票を起こしたりするのを調定と思うんですけども、そういう伝票を起こしたりするシステムですね。使用料を徴収するためのシステムということで。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 伝票を起こすという行為は何のために必要ですかね。

○渥美主幹兼管理係長 請求するためですね。

○中村委員 どこへ請求。

○渥美主幹兼管理係長 使用者に請求。市民に。

○中村委員 それは水道のほうでやっているわけではないですか。

○渥美主幹兼管理係長 水道のほうでやっています。その負担金みたいな形で、同じ1つのシステムを使っているものから、そのお金を折半していますよということです。

○豊田委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。そういう料金を管理しているシステムの分担金みたいな形で振り分けている部分がこれだと。

○渥美主幹兼管理係長 そうですね。

○中村委員 調定という意味が、ちょっとわからなかったの。済みません。わかりました。いいです。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 その上の、230ページの今の調定システムの上の、下水道使用料徴収業務委託が1,200万円なんですけれども、これは水道課に払っているということですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 そのとおりでございます。これが下水から水道課に委託している使用料に関する委託ということになります。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 わかりました。

○豊田委員長 もし、質問があれば続けてください。

○佐原委員 庁舎内で払うわけですよね。わかりました。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○佐原委員 続けまして、説明書の230ページの浄化センター等管理費です。決算書の413ページです。その浄化センター管理費の需要費の執行残高が1,300万円ほどありますが、予算計上の10%以上が残ったということで不用額ですけれども、その理由はどういうことでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浄化センターは供用開始をしてからは15年ほどたっております。老朽化が進み始めたものから、突発的な修繕も発生する場合がございますけれども、そのようなふぐあい箇所を事前に調書にまとめて、先ほど申しましたけれども、優先度をつけた調書を下水道課としてつくっており、それに従って修繕を行っている状況ではありますけれども、なかなかこの管理費につきましても、繰入金への補正が難しい状況でありますので、緊急修繕が発生しても対応できるように、年度末まで予算を確保しておきたいと。そのようなことから結果的に不用額として残ってしまうといった状況でございます。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 わかりました。それと、事業費と公債費、予備費と歳出のほうであるんですけれども、事業費が58.1%を占めて、残りの42%近くは公債費とか予備費だと思うんですけれども、その残りの多くを占める公債費の中の不用額が415ページですけれども、452万ありますが、これは何で不用額になっているんですか。

○豊田委員長 主幹どうぞ、お願いします。

○渥美主幹兼管理係長 主幹のほうからお答えさせていただきます。企業会計ですので、お金が足りなくなることもあります。そうすると、今はなるべく一般会計のほうから資金が足りないときは借りているんですけれども、一般会計にお金がないと銀行から借入れをしなければいけなくなるものから、そういう状況を見込んで、その分の利子をお金をある程度見込んでおりました。27年度につきましては、一般会計から一時借入れ等を行って返却はしているんですけれども、その関係で利子は発生しないので不用額となっております。

以上です。

○豊田委員長 よろしいですか。

○佐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 先ほどの説明があった、決算書の413ページ、先ほど説明のあった需要費のうち、光熱水費が前年比340万円ほど減少しておりますが、その理由を教えてください。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 減少した理由でございますけれども、これは水量の増加に伴い確かに電気料はふえております。減少した主な原因については、燃料価格の低下による電力会社の燃料費調整額というものがございまして、これが下がったためでございます。この燃料費調整額というのは、燃料の価格により電気料を調整する制度が電力会社にございまして、それが燃料費が下がったということで、電気料が下がったというような状況でございます。

以上です。

○菅沼副委員長 いわゆる、電力会社の事情でということですね。

○鈴木下水道課長 そうですね。

○豊田委員長 よろしいですか。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 413ページの浄化センターの管理費の委託料ですが、去年もお伺いしましたけれども、まず植栽管理業務ですが537万3,000円、わずかですけれども、前の年よりもふえていると。15万円ぐらいでするので、比率にすれば大したことはないんですけども、これは湖西の分と新居の浄化センターの分と、たしか説明があったと思いますけれども、どの程度、前年15万円というのは両方とも上がっているのか、それとも湖西のほうだけ上がっているのか説明をお願いします。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 植栽の管理費でございますけれども、委員おっしゃるとおり、湖西と新居でそれぞれ植栽の業務を行っていただいておりますけれども、このふえた理由につきましては、湖西の浄化センターの植栽管理を毎年合特法によりまして、市の原価計算による委託費を算出しております。そのため、人件費等が上がってくれば、当然上がってくるということで、その金額が上昇したということでございます。

以上です。

○渡辺委員 湖西と新居の内訳の金額を教えてください。

○鈴木下水道課長 委員長、お時間をください。

○豊田委員長 暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 再開

○豊田委員長 休憩を解いて会議を再開します。

下水道課長、答弁をお願いします。

○鈴木下水道課長 それでは、下水道課長がお答えします。湖西の植栽管理につきましては435万2,400円です。新居につきましては102万734円でございます。

以上です。

○豊田委員長 どうぞ。

○渡辺委員 合特法と言われるとぐうの音も出ないという法律だというふうに承知をしておりますけれども、一方は

それなりの対応をしてくれているけれども、自動的に上がるというのは、いかにも発注側からすると、いかがなものかなど。どこか風穴をあけることはできないのかなというふうな思いをしておりますので、この点の御努力をお願いしたいと思います。

次へ行きます。

○**豊田委員長** どうぞ。

○**渡辺委員** 全く同じですけども、運転管理業務7,600万円、これも毎年着実に上がっています。水の量がふえるものですから、その分はあると思いますけれども、これもいわゆる独占、誰にも阻害されない安全に受託できる仕事で、よどが出るほどおいしい仕事だと思いますけれども、この点のチェックはどうされていますか。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** この点におきましても、やはり合特法ということで、委員十分承知の上だと思いますけれども、この算出をするときには、やはり市の積算基準があるものについては、積算基準にのっとって数量を出しています。なおかつ人件費のほうにつきましても、県の単価を使うなりして設計のほうは行っている状況でございます。ですので、何年前に人件費が一時的に上がったことがあったんですけども、そういうときにつきましては、やはり委託費も上がってしまうといった状況でございます。ですので、そのような公共単価を使用して、原価計算を行っているといった方法をとっております。

以上です。

○**豊田委員長** どうぞ。

○**渡辺委員** どうにもしようがないという感じですが、これは恐らく全国的な悩みだと思います。法律がそうなっているものですから、非常に業者にとっては有利なことになっているものですから、これは県やあるいは同じ悩みを持つ自治体がいろいろ情報交換しながら、ごみの問題、し尿の問題、下水の問題、清掃にかかわることはインターネットを見ると非常に載っているんですね。どこの市も悩んでいる。議会でも取り上げているという中で、なかなか手が出せないという状況だと思いますので、ぜひそういう情報交換をできるだけしてもらって、できるだけ可能な対応をしていただきたいと思います。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** 委員おっしゃるとおり、これも下水道課だけの問題ではございませんので、どうしても合特法を扱っている各課が寄って、また検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○**豊田委員長** どうぞ、続けてください。

○**渡辺委員** この委託のところを一通り、申しわけないけれども、汚泥の収集運搬業務が約5,000万円、これも着実に上がっている。量がふえているという点はあるかと思っておりますけれども、これも原価計算でやっているということだろうと思っておりますけれども、廃棄物の排出量を4トン車で運ぶのか、2トン車で運ぶのか、もっと大きいので運ぶのかわかりませんが、仮に4トン車で運ぶと1回11万円余かかるんですね。多分、細江へ持っていると思うんですけども、1回11万かかるという計算だと、普通はちょっと値がいいなというふうな感覚ですが、この点、どのように評価されていますか。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** 大変難しい問題ではございますけれども、やはり先ほどから何遍も回答させていただいているとおり、合特法にのっとってやっていて、業者がそれに伴いまして輸送車両を購入しております。そのような償却資産の絡みもあるものですから、それを途中で変更したりというようなことは、多分できないと思います。ですので、今のところうちは多分、大型が運んでいるかと思うんですけども、その料金が割高にはなってしまうんですけども、そういうようなことから若干毎年上がってくる。当然それには人件費も入っておりますけれども、そのような上昇とと

もに輸送費が高くなっているといった、一般的な輸送とは違うということを認識しております。

○渡辺委員 まあ、高いなという意識を持ちながら、何とかしなければいけないと。ほかの市はどうやっているのかなという視点で、数字の単価計算とか、そういうのも含めてやっていただいて、ここもかなり公の費用を、こういうところへ、こんな高い値段でやってもらっていていいのかという感覚を持ちながら、内容を精査していただきたいと思います。

私は終わります。

○豊田委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ菅沼副委員長。

○菅沼副委員長 今の質問に関連して、合特法に係る委託料というのは、年間どのぐらいあるんですか、総額で。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 下水が使っている合特法に絡む委託費ですね。済みません、少々。今すぐに資料は用意できないものですから、後ほどということでもよろしいでしょうか。

○菅沼副委員長 いいです。もう一つ、いいですか。

○豊田委員長 どうぞ。

○菅沼副委員長 それと、合特法を適用されている業者というのは、市内で何社あるんですか。

○鈴木下水道課長 市内には3社あるということです。

○菅沼副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 先ほどの質問については、後ほどの回答でよろしいですか。

○菅沼副委員長 いいです。

○豊田委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 建設費の工事請負費ですが、26年度は6億ちょっとありますが、今年度は5億7,000万円というふうにながってきています。汚水処理の計画を国から求められている中で、5億7,000万円ですと十分に下水道整備事業が進め得るのか、その辺のことをお聞きしたいのですが。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 委員おっしゃるとおり、国から汚水処理の10年概成ということで、この10年で道筋を立ててくれというようなことを市町村に要求がなされております。当市でも財政状況を考慮しつつ、事業推進に向けて努力しているところでございますけれども、下水道事業におけます起債の過年度償還額や今後の浄化センターにおけます維持管理修繕費等の増加を考慮しながら、管渠築造等の整備事業に充当可能な建設投資額、整備事業費を確定しまして、今後、事業のほうを進めていくわけですけれども、やはり財政当局との調整が必要になってくるかと思っておりますので、その調整をした中で、できる限り事業推進に向けた額を獲得していきたいと思っております。

以上です。

○豊田委員長 中村委員。

○中村委員 毎年10億円ぐらいの繰入金があると思うんですが、そのうちの8億ぐらいを償還に使うというふう聞いておりますが、後の2億で新しいものを管工事をしていくとなると、大分年数がかかっていくと思うんですが、どんなふうな計画になるのかという見通しも立たないと思うんですが、その辺、何か方向を変えるとか、何かお持ちでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 委員おっしゃるとおり、今年間に投資している額が事業費でおよそ5から6億ぐらい。繰出金につきましては事業費のほうには回っておりませんので、その影響はないかと思うんですけれども、やはりそのうちの起債に当然つげが回っていくわけですので、起債抑制という観点からおきましても、年間やはり5から6億ぐらいというような事業費の推移であろうということが推測されております。そして国からの10年概成という要請に

向けて、今後の下水道整備でございますけれども、市街化区域を中心といたしまして整備を行っていく中で、新所原駅の周辺地区と旧新居のあけぼの地区と三ツ谷地区を中心に整備をしていく。このような予定で10年概成に向けた整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○**豊田委員長** 中村委員、どうぞ。

○**中村委員** そういう内容で頑張ってくれていると思うんですが、競艇場のほうでも早くやってくれという話もあるんですが、その辺の取り組みは何か考えておられるのか。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** 確かに委員おっしゃるとおり競艇場のほうの合併浄化槽が大分古くなってきて、その代替え先として湖西市の下水道に入れてくれないかというような相談を持ちかけられておりますけれども、今競艇のほうと協議をしている中ではございますが、やはり競艇場の水が入ってくることによる湖西の浄化センターへの影響、今は2池で処理をしているわけでございますけれども、これが新所原と新居の水が今後整備した中で入ってくると、当然ふえてきます。それが2池で済めばいいんですけども、それが競艇場を入れたばっかりに、それが、あともう1池要るよということ、そこで1池分が約30億ぐらいかかるそうです。そういうようなことを考えると、すぐになかなか幾ら使用料がいただけるといって、踏み切れない状況が続いております、その検討をことし今、検討をしているアクションプランの中で、新所原と新居地区の水を受けた場合に、どれぐらいの汚水量になって、それが今の湖西浄化センターの池で処理できるかどうかというところの検討を見きわめながら考えていきたいと思っています。

○**豊田委員長** どうぞ、中村委員。

○**中村委員** 競艇のほうも今の浄化槽が大分使えないようですので、できるだけ早く結論を出してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○**豊田委員長** ほかはいかがでしょうか。佐原委員、どうぞ。

○**佐原委員** 決算書の415ページの補償、補填及び賠償金、建設費の22節のところですが、不用額が1,100万円ありますが、この不用額となった理由は何でしょうか。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** 平成27年度におきましては、工事施工に伴い実施しました試掘調査等によりまして、計画していた下水道管の埋設位置ですね。これを変更する可能性があったため、移設する必要があると想定していた地下埋設物につきまして、実際に工事を行ってみましたら、移設することなく工事のほうができたとということで、費用が不用になったものでございます。

以上です。

○**豊田委員長** 佐原委員、どうぞ。

○**佐原委員** 掘ってみたら、ちょっともう一度、理由がよく……。

○**鈴木下水道課長** 計画したときに、ここに管があるではないかということで、移設費用を補償費として入れ込んだんですけども、実際に工事を行ったときに、その管に当たらなかった。主に水道管ではございますけれども、ですので、その水道管について補償費を払わなくてよくなったということでございます。

○**豊田委員長** どうぞ。

○**佐原委員** こちらの理由で工事をしようと思ったのではなくて、水道工事の妨げになるかなと思って補償費を払う予定にしていたら、払わなくてもよかったということですか。

○**豊田委員長** 下水道課長。

○**鈴木下水道課長** 水道工事をするではなくて、もともと水道管が入っているんですけども、その設計段階では下

水を入れようとしたところに水道管があるという認識で、うちのほうは設計をしたわけなんですけれども、実際に掘ったら、その水道管はいじらなくて済んだと。撤去工事をしなくて済んだということで、水道課のほうに払います補償費が不用になったということでございます。

○豊田委員長 よろしいですか。

○佐原委員 これはどのくらいの距離で、補償費というのは1,100万円になるんですか。予定していた距離。距離だけの値段では算出できないことかもしれませんけれども。

○鈴木下水道課長 詳細については代理が。

○豊田委員長 では、代理をお願いします。

○木下課長代理 水道管の予測していた施工箇所から説明させていただきますと、古見地区の谷上の区画整理と区画整理でないところとの境の境界のあたりを予定していたものですから、水道管の位置が恐らく管理図と違うかもしれないということを想定していたものですから、その距離の合計が300から400メートルぐらいを想定しておりました。

以上です。

○豊田委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。菅沼副委員長、どうぞ。

○菅沼副委員長 説明書233ページ、決算書415ページですが、公債費の元利償還金について、前年比いずれも増額となっておりますが、今後の見通しはどうでしょうか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 償還につきましては、最初に発行した平成7年度になります。30年債の償還期限となります平成37年度までは、元利償還金が減ることはありません。その後、当初の建設分の償還が終わっていきますと、後は建設費が今の状況で進めば減額、減ってくるということが見込まれます。いずれにしても、今のシミュレーションでいきますと、平成37年が償還のピークということでございます。

○菅沼副委員長 38年以降は減ってくるという。

○鈴木下水道課長 はい。やはり当初につくった浄化センターの償還額はかなり大きくございます。建設工事自体の償還というのは、浄化センターに比べれば少ないですので、徐々に減っていくというようなことを踏んでおります。

○菅沼副委員長 わかりました。終わります。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 13ページの委託料4,700万円の不用額があるんですが、26年、前の年も3,400万円あって、入札差金だというような説明だったと思いますけれども、今回もそうなのかなということですが、ほかの科目に比べて、ここが突出しているんですね。設計監理料だと思いますけれども、普通、工事請負も同じように残っていればあれですけども、工事請負はそんなに残っていないし、何でここで4,700万円残ってしまったのかなと。普通なら3月補正をするようなところだと思いますけれども、理由を教えてください。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 確におっしゃるとおり、委託料のところでは4,700万円というかなりの不用額を生じております。理由の主なものとしたしましては、新所原地区におけます下水道の設計業務委託料に関係するものが3点ということでございます。

まず、1つ目が、岡崎1号幹線及びその周辺の枝線管渠の詳細設計業務の委託でございます。これにつきましては、岡崎1号線とJRの横断部分のルート検討の基本設計業務におきまして、JR協議が当然必要になってきているということで、JRとたび重なる協議をしまりました。当初は年度内に方向が出て、委託が出せるということを下水道課では踏んでおりましたけれども、その答えが年度末になっても出なかったということで、この委託業務が丸々消

化できなかったということが一番大きな原因ではないかと思えます。これが約2,700万円ほどございます。

2つ目は、岡崎4号線と、その周辺の枝線管渠の設計業務でございますけれども、これにつきましては、設計業務2,700万円に対しまして、落札額が1,200万円ということで、落札率が45%ということだったので、1,500万円ぐらいの入札差金が出ましたということで、委託につきましては、大体おおむね50%程度の落札率で落ちているということの結果でございます。

3つ目につきましては、岡崎1号線のJR横断部の、先ほど申しましたJRとの協議に使用します基本設計業務委託でございます。これはJRと話をしていく中で、設計内容の一部におきまして求められていた業務を省略することができたと。これは土質調査なんですけれども、それを省略できたことによりまして削減ができたということでございます。これらによりまして4,700万円ほどの不用額ということが生じてしまいました。

以上です。

○渡辺委員 わかりました。終わります。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。菅沼副委員長。

○菅沼副委員長 ちょっと、しつこいようで申しわけないですけれども、先ほどの合特法、これは業者といわゆる合特法を適用しますよというような契約とか協定とか交わしているんですよね。そういうものってあるんですよね。協定書というんですか、契約書というんですか。

○豊田委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 当然それは交わしております。

○菅沼副委員長 そうですね。わかりました。

○豊田委員長 ほかはいかがでしょうか。はい。

○渥美主幹兼管理係長 合特法の支払い総額ですね。1億48万6,980円です。中身としては413ページの清掃、植栽、運転管理、汚泥等の収集運搬、その4件でございます。

○豊田委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊田委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○豊田委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○豊田委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。熱心な審査をありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては正副委員長で作成させていただきますので御了承ください。

以上で、建設環境委員会を閉会いたします。

〔午後2時14分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長

